

食安監発第0423002号  
平成20年4月23日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長  
(公 印 省 略)

米国から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成19年6月13日付け食安監発第0613001号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）及び「米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成19年12月27日付け食安監発第1227001号医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）により取扱っているところです。

同通知の記の4の（1）により、輸入実績に応じて4つに区分してきたところですが、米国産牛肉等（横隔膜を含む）の現場検査については、今般のせき柱を含む牛肉の混載が確認されたことに鑑み、念のため、区分4に該当する施設の検査頻度及び開梱数を、当面、区分3と同様に取り扱うこととしましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

